平成２５年（フ）第３２０号
熊本市北区高平２丁目８番２―13号
債務者　前田美貴男
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２４号
熊本市東区江津２丁目10番５―22号
債務者　田村　亮輔
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２８号
熊本市東区東町４丁目９番５―103号　市営住宅２Ｃ―２―103
債務者　高橋　喜美
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９号
山口市駅通り１丁目３番２―203号　サンコーポビル
債務者　堂込　道幸
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第９５０号
千葉県船橋市八木が谷５丁目18番17号
破産者　有限会社柴田土建
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３０４号
千葉県松戸市上本郷2897番地２
破産者　株式会社松戸カーセンター
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３７号
千葉県松戸市新松戸５丁目110番地　福寿第２ハイツ３号
破産者　篠原　武敏
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４４号
千葉県柏市加賀３丁目19番12―202号
破産者　木村　道大
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４５号
千葉県松戸市松飛台329番地の６　コーポ中原１棟205号
破産者　白井　正幸
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１７０号
広島県福山市南本庄２丁目12番41号、商業登記簿上の本店所在地広島県福山市山手町５丁目31番29―６号
破産者　小池軌道株式会社
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
仙台市青葉区一番町４丁目１番16号
破産者　株式会社ＮＯＳ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号
秋田県にかほ市両前寺字谷地32番地の２
破産者　仁賀保建設株式会社
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第１４３１号
千葉市中央区浜野町366番地119
破産者　菊地　信之
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
千葉県市原市辰巳台東１丁目８番地74、開始決定時の住所千葉県市原市大厩1800番地387
破産者　猪澤　愛実
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１８９号
千葉県八千代市大和田新田411番地50　柴田コーポ103号
破産者　舘内喜代美
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２１２号
千葉県船橋市金堀町348番地82
破産者　清水千津子
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１８７号
富山県滑川市上小泉1553番地
破産者　株式会社オリオン
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３１号
福井市西開発４丁目609番地１
破産者　株式会社宮本設計事務所
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５９号
福井県勝山市北郷町伊知地第54号24番地
破産者　株式会社サンスイ
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４号
大阪府貝塚市畠中２丁目23番９号
破産者　光成土木興業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係